

知事の資産等の公開に関する規則及び岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 5 月 1 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 108 号

知事の資産等の公開に関する規則及び岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

(知事の資産等の公開に関する規則の一部改正)

第 1 条 知事の資産等の公開に関する規則 (平成 7 年岩手県規則第 124 号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(資産等報告書等) 第 2 条 [略] 2 [略] 3 条例第 2 条第 1 項第 6 号の規則で定める株券は、 <u>資本</u> の額が 1 億円以上の株式会社の株券、証券取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として証券業協会に登録されている株券とする。 4～7 [略]	(資産等報告書等) 第 2 条 [略] 2 [略] 3 条例第 2 条第 1 項第 6 号の規則で定める株券は、 <u>資本金</u> の額が 1 億円以上の株式会社の株券、証券取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として証券業協会に登録されている株券とする。 4～7 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正)

第 2 条 岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則 (平成 15 年岩手県規則第 93 号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(貸付け) 第 2 条 知事は、予算の範囲内で、次に掲げる者 (以下「林業従事者等」という。) に対し林業・木材産業改善資金の貸付けを行うものとする。 (1) [略] (2) 木材産業に属する事業を営む者 ( <u>資本</u> の額若しくは出資の総額が 1,000 万円以下の会社又は常時使用する従業者の数が 100 人 (木材製造業を営む者にあつては、300 人) 以下の会社若しくは個人に限る。) (3) [略] (4) 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの (会社にあつては、 <u>資本</u> の額若しくは出資の総額が 1,000 万円以下のもの又は常時使用する従業者の数が 300 人以下のものに限る。) 2 [略]	(貸付け) 第 2 条 知事は、予算の範囲内で、次に掲げる者 (以下「林業従事者等」という。) に対し林業・木材産業改善資金の貸付けを行うものとする。 (1) [略] (2) 木材産業に属する事業を営む者 ( <u>資本金</u> の額若しくは出資の総額が 1,000 万円以下の会社又は常時使用する従業者の数が 100 人 (木材製造業を営む者にあつては、300 人) 以下の会社若しくは個人に限る。) (3) [略] (4) 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの (会社にあつては、 <u>資本金</u> の額若しくは出資の総額が 1,000 万円以下のもの又は常時使用する従業者の数が 300 人以下のものに限る。) 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。